

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者のみなさんへ

○「被保険者証の一斉更新」について

令和元年8月1日は被保険者証の更新日です。新しい被保険者証は、7月下旬に「役場から郵送」します。

現在お使いの被保険者証は、令和元年8月1日以降に住民福祉課窓口に戻還していただくか、細断のうえ確実に破棄してください。

※保険料を滞納している方には原則郵送されませんので、住民福祉課で納付相談を行っていただく必要があります。

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

■国民健康保険

毎年度申請が必要になりますので、認定証の交付を希望する方は、被保険者証と印鑑を持参のうえご来庁ください。

■後期高齢者医療

限度額適用・標準負担額減額認定証は令和元年7月31日が有効期限ですが、平成30年中の所得状況などにより、令和元年度も引き続き認定される方には新しい認定証が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

令和元年度住民税非課税世帯の方で、新たに認定証の交付を希望する方は、被保険者証と印鑑を持参のうえご来庁ください。

○指定口座を変更する場合の届け出のお願い

高額療養費などは、一度振込先の登録をすると情報が自動的に引き継がれ、その都度登録手続きをする必要はありません。

しかし近年、過去に登録した口座を変更（解約など）したにも関わらず、変更の届け出をしないことにより、振り込みができない場合があります。一度登録した口座を変更した場合は、必ず届け出るようお願いいたします。

○事故にあったとき（第三者行為による傷病届について）

交通事故およびけんかなど、第三者の行為による負傷の治療を健康保険で受けた時には「第三者行為による傷病届」を提出してください。

【お問合せ】 住民福祉課 国保係 担当：金沢、田中
青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

国民健康保険税（第1期）、後期高齢者医療保険料（第1期）の納期は、

7月31日(水)です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
お気軽に住民福祉課へご相談ください。